

表 ガイドラインの変更点 (1 / 3)

変更箇所 (旧番号)	変更前	変更後 (太字が変更部分)
<p>1. ソフトウェア製品に係る脆弱性関連情報取扱</p> <p>2. 発見者の対応</p> <p>5) 届け出る情報の内容</p>	<p>・個人情報の取り扱い方法 (製品開発者への通知および直接の情報交換の可否、一般への公表の可否) 等</p>	<p>・個人情報の取り扱い方法 (製品開発者への通知および直接の情報交換の可否、一般への公表の可否)</p> <p>・ 他組織 (製品開発者、他のセキュリティ関係機関等) への届出の状況</p> <p>・ 対策情報の公表の連絡の必要性等</p>
<p>3. IPA および JPCERT/CC の対応</p> <p>(1) IPA</p> <p>2) 届出の受理</p>	<p>なお、届出の受理を発見者にした日時が IPA および JPCERT/CC が脆弱性関連情報の取り扱いを開始した日時となります</p>	<p>なお、発見者に届出の受理を連絡した日時が IPA および JPCERT/CC が脆弱性関連情報の取り扱いを開始した日時となります</p>
<p>8)と 9)の間</p>	<p>-</p>	<p>9) 脆弱性関連情報の影響の分析</p> <p>IPA は、JPCERT/CC と連携して、届け出られた脆弱性関連情報が他のソフトウェアやシステムに及ぼす影響の分析を行うよう努めます。影響の分析結果については、JPCERT/CC を介して、製品開発者に連絡します。</p>
<p>9) 対応状況の受付</p>	<p>9) 対応状況の受付</p>	<p>10) 対応状況の共有</p>
<p>11) 一般への情報の公表</p>	<p>IPA および JPCERT/CC は、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況をインターネット上で公表します。さらに、一旦公表した後、製品開発者から新たな対応状況を受け取った場合、その都度公表します。なお、脆弱性検証の結果の報告および対応状況の報告がない場合、IPA および JPCERT/CC は、その旨を、製品開発者名とともにインターネット上で公表することがあります。一般への情報の公表に際しては、IPA は、発見者にその旨を通知します。</p>	<p>IPA および JPCERT/CC は、共同運営する脆弱性対策情報ポータルサイト JP Vendor Status Notes (JVN) を通じて、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況を公表します。さらに、一旦公表した後、製品開発者から新たな対応状況を受け取った場合、その都度公表します。なお、脆弱性検証の結果の報告および対応状況の報告がない場合、IPA および JPCERT/CC は、その旨を、製品開発者名とともに JVN で公表することがあります。一般への情報の公表に際しては、IPA は、発見者が望む場合、発見者にその旨を通知します。</p>

表 ガイドラインの変更点 (2 / 3)

変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(太字が変更部分)
<p>・ソフトウェア製品に係る脆弱性関連情報取扱 3 . IPA および JPCERT/CC の対応 (2)JPCERT/CC 5)と6)の間</p>	-	<p>6)脆弱性関連情報の影響の分析 JPCERT/CC は、IPA と連携して、届け出られた脆弱性関連情報が他のソフトウェアやシステムに及ぼす影響の分析を行うよう努めます。影響の分析結果については、製品開発者に連絡します</p>
7) 一般への情報の公表	<p>JPCERT/CC および IPA は、一般に対し脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況をインターネット上で公表します。さらに、一旦公表した後、製品開発者から新たな対応状況を受け取った場合、その都度公表します。なお、脆弱性検証の結果の報告および対応状況の報告がない場合、JPCERT/CC および IPA は、その旨を、製品開発者名とともにインターネット上で公表することがあります。</p>	<p>JPCERT/CC および IPA は、JVN を通じて、一般に対し、脆弱性情報と JPCERT/CC から連絡した全ての製品開発者の脆弱性検証の結果と対応状況を公表します。さらに、一旦公表した後、製品開発者から新たな対応状況を受け取った場合、その都度公表します。なお、脆弱性検証の結果の報告および対応状況の報告がない場合、JPCERT/CC および IPA は、その旨を、製品開発者名とともに JVN で公表することがあります。</p>
5 . その他 2)IPA および JPCERT/CC による普及支援	<p>IPA および JPCERT/CC は、上記 1) の連絡を受け取った、当該脆弱性関連情報及び対策方法をインターネット上で公表します。</p>	<p>IPA および JPCERT/CC は、上記 1) の連絡を受け取った、当該脆弱性関連情報及び対策方法を JVN で公表します。</p>
<p>・ウェブアプリケーションに係る脆弱性関連情報取扱 2 . 発見者の対応 4) 届け出る情報の内容</p>	<p>・個人情報の取り扱い方法(ウェブサイト運営者との直接の情報交換の可否、ウェブサイト運営者への通知の可否) 等</p>	<p>・個人情報の取り扱い方法(ウェブサイト運営者との直接の情報交換の可否、ウェブサイト運営者への通知の可否) ・他の組織への届出状況 等</p>
<p>3 . IPA の対応 4) ウェブサイト運営者への連絡</p>	<p>4) ウェブサイト運営者への連絡 IPA は、上記 2)、3)における対応の是非の判断の結果、対応することが妥当との判断を下した脆弱性関連情報について、速やかにウェブサイト運営者に通知します。また、ウェブサイト運営者が脆弱性の再現する状況を特定できない場合等は、ウェブサイト運営者の了解を得た上で、IPA は IPA の内部または外部で脆弱性関連情報に関する技術的分析を行います。</p>	<p><重複のための削除></p>

表 ガイドラインの変更点 (3 / 3)

変更箇所(旧番号)	変更前	変更後(太字が変更部分)
3 . IPA の対応 8) 脆弱性関連情報の管理	<p>ただし、脆弱性が再現する状況を特定できない等止むを得ない理由により IPA が外部機関に脆弱性関連情報に関する技術的分析を依頼する場合、IPA は守秘契約を結びます。</p>	<p>ただし、脆弱性が再現する状況を特定できない等止むを得ない理由により IPA が外部機関に脆弱性関連情報に関する技術的分析を依頼することがあります。この場合、IPA は守秘契約を結びます。さらに、下記9)に関しては例外とします。</p>
8)と9)の間	<p>-</p>	<p>8)ソフトウェア製品の脆弱性である場合の対応 IPA は、届け出られた脆弱性関連情報を分析の過程で、ソフトウェア製品の脆弱性であることを認識した場合、JPCERT/CC を介して製品開発者に連絡を行います。この場合、ウェブサイトを特定可能な情報を提供しないように適切に管理します。</p>
4 . ウェブサイト運営者 1) 脆弱性関連情報への対処	<p>また、当該脆弱性関連情報に関して検証した結果、および修正した場合その旨を IPA に連絡してください。</p>	<p>また、当該脆弱性関連情報に関して検証した結果、および修正した場合その旨を IPA に連絡してください。この連絡は、IPA から脆弱性関連情報の通知を受けてから、3ヶ月以内を目処としてください。</p>
4) ウェブサイト運営者内での情報の管理	<p>ただし、ウェブサイト運営者が脆弱性修正を依頼した外部機関、およびウェブサイトの管理を委託している外部機関には、秘密保持契約を締結した上で脆弱性関連情報を連絡することがあります。</p>	<p>ただし、ウェブサイト運営者が脆弱性修正を依頼した外部機関、およびウェブサイトの管理を委託している外部機関には、秘密保持契約を締結した上で脆弱性関連情報を連絡することを推奨します。 なお、ウェブサイト運営者は、脆弱性の修正の過程でソフトウェア製品の脆弱性であることを認識した場合、情報を適切に管理してください。</p>